

# 栗東市個別学習用デジタルドリル更新事業 審査要項

## 1 目的

本要項は、栗東市個別学習用デジタルドリル更新事業の公募型プロポーザルの実施にあたり、参加者を公平に評価するために必要な項目を定めることを目的とする。

## 2 審査対象

審査の対象事業者は、次に掲げる条件をすべて満たし、一つでも満たない場合は審査の対象事業者に該当しないものとする。

- (1) プロポーザル実施要領に記載の参加資格を有すること。
- (2) プロポーザル実施要領に記載の提案上限額以下の見積額を示すこと。

## 3 審査方法

### (1) 一次審査

事業者概要書、導入実績表および機能要件定義書を基に、書類審査を実施する。

一次審査は次項の審査項目のうち、【1 事業者評価】50点および【2 機能要件】350点の合計400点満点について事務局にて審査を行うものとし、審査委員会の承認を経て決定する。

なお、参加意思を表明した事業者が4者以上の場合、一次審査の結果に基づき、上位3者のみ、企画提案書による審査を行うものとする。

### (2) 二次審査

企画提案書を基に、プレゼンテーション審査を実施する。二次審査は次項の審査項目のうち、【3 提案内容】450点、【4 プrezentation】50点および【5 價格(見積額)】100点の合計600点満点について審査を行うものとする。

## 4 審査内容

### (1) 審査項目と配点

提出書類、プレゼンテーション等により、下記の内容を審査する。詳細な項目評価は、別紙「栗東市個別学習用デジタルドリル更新事業 審査基準表」に示す。

	審査項目	配点
1	事業者評価	50点
2	機能要件	350点
3	提案内容	450点
4	プレゼンテーション	50点
5	価格(見積額)	100点
合計		1000点

## (2) 評価

### ① 人的評価

審査基準表の各評価項目について、下記の評価基準表に従い評価する。ただし、「② 機械的評価」に記載する内容については除くものとする。

評価	係数	評価内容
A	1.00	非常に優れている
B	0.75	優れている
C	0.50	標準
D	0.25	やや劣る
E	0.00	劣るあるいは提案なし

$$\text{評価点} = \text{評価係数} \times \text{各評価項目の配点}$$

※小数点以下は切捨て

### ② 機械的評価

審査項目【2 機能要件】および【5 價格（見積額）】については、原則として、機械的に評価点を加算する。

#### ア 機能要件

- ・「機能要件定義書（様式第4号）」に基づき、評点とする。
- ・必須要件のうち、該当しない項目がある場合、参加資格を有しない。
- ・必須要件以外の項目を一次審査の評点の対象とし、配点は350点を満点とする。非該当項目がある場合、次の計算式により減点する。

$$\text{評価点} = \text{配点（350）} - \text{減点}$$

$$\text{減点} = \text{必須要件以外の非該当項目数} / \text{必須要件以外の項目数} \times 350$$

※小数点以下は切捨て

#### イ 價格（見積額）

- ・審査基準表に掲げる価格点は、下記の計算式に基づき、点数を加算する。

$$\text{価格点} = (\text{最低見積額} / \text{見積額}) \times \text{配点（100）}$$

※小数点以下は切捨て

例) 事業者A : 9,000,000円

事業者B : 10,000,000円

$$\text{Aの価格点} = 9 / 9 \times 100 = 100\text{点}$$

$$\text{Bの価格点} = 9 / 10 \times 100 = 90\text{点} \text{ となる。}$$

なお、実施要領「3 予算額（見積限度額）」に掲げる見積額の上限を超えた場合は、失格とする。

## 5 最終評価

一次審査と二次審査の合計評価点を最終的な評価点とする。

なお、二次審査の審査項目のうち、【3 提案内容】および【4 プレゼンテーション】については、各評価項目における各審査委員の評価点数の平均点（小数点以下は切り上げ）を事業者の評価点とする。

## 6 優先交渉者の選定

- (1) 最終評価点の最も高い事業者を優先交渉者として選定する。
- (2) 最終評価点が同点の場合、審査項目【3 提案内容】の評価点が高い事業者を選定する。【3 提案内容】の評価点が同点の場合、【5 價格（見積額）】の評価点が高い事業者を選定する。
- (3) 提案者が1者であっても、本審査は成立するものとする。その場合において、評価点が600点以上であれば優先交渉者として選定する。
- (4) 優先交渉者として選定した事業者と交渉した結果、契約締結に至らなかった場合または同事業者に業務を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった事業者のうち、評価点が上位であったものから順に本業務についての交渉を行う。